



第115回
定時株主総会

招集ご通知

開催日時 2024年6月27日（木曜日）午前10時
受付開始予定：午前9時15分

開催場所 広電本社ビル3階会議室
広島市中区東千田町二丁目9番29号

決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 取締役（社外取締役を除く）
に対する譲渡制限付株式報酬
制度導入の件

☒ インターネットおよび郵送による議決権行使期限

2024年6月26日（水曜日）午後6時まで

目次

第115回定時株主総会招集ご通知……………	3
議決権行使についてのご案内……………	5
事業報告……………	7
連結計算書類……………	24
計算書類……………	26
監査報告書……………	28
株主総会参考書類……………	34

株主総会ご出席者への市内電車特別乗車券の配布はございません。

ごあいさつ



代表取締役社長
椋田 昌夫

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

人口減少や少子高齢化、新型コロナウイルス禍による新しいライフスタイルの定着などにより、公共交通利用者のニーズや移動手段のあり方のみならず、事業環境そのものが多様化・複雑化する中、当社グループは、自身の存在意義を見つめ直し、「広島ワクワクを創造する」という旗印（パーパス）のもと、地域社会の未来を見据えて2023年度から始まる中期経営計画「広電グループ総合3カ年計画2025」を策定し、交通サービスの活性化と賑わいのあるまちづくりを実現するため、新たな価値創造に取り組んでおります。

当期におきましては、本年9月から新しい乗車券システム「MOBIRY DAYS（モビリーデイズ）」のサービスを開始いたします。また、来期におきましては、路面電車をJR広島駅の新駅ビル2階に直結する「広島駅前大橋ルート」の供用や、旧ホテルニューヒロデン跡地に建設する分譲マンション「ザ・広島フロント」の竣工を控えております。

当社グループは、お客様の暮らしに寄り添い、お客様の声に真摯に耳を傾けながら日々改善を重ね、安全・安心で快適かつ高品質なサービスを提供することで、ステークホルダーの皆さまの信頼に応えてまいります。さらに、さまざまなパートナーと協力し、地域社会の課題解決に貢献することで、当社グループの社会的価値と経済的価値を共に創出し、持続可能な社会の実現にも寄与してまいります。

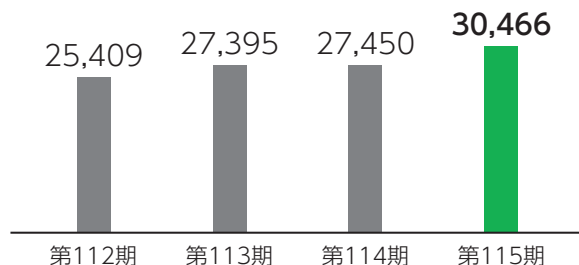
株主の皆さまにおかれましては、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2024年6月

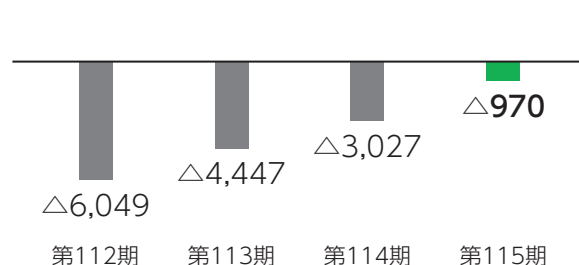
連結業績ハイライト

区 分	第112期	第113期	第114期	第115期 (当連結会計年度)
	2020年4月1日から 2021年3月31日まで	2021年4月1日から 2022年3月31日まで	2022年4月1日から 2023年3月31日まで	2023年4月1日から 2024年3月31日まで
営業収益 (百万円)	25,409	27,395	27,450	30,466
営業損失(△) (百万円)	△6,057	△4,523	△3,212	△1,088
経常損失(△) (百万円)	△6,049	△4,447	△3,027	△970
親会社株主に帰属する 当期純利益又は純損失(△) (百万円)	△3,291	△1,053	943	656
1株当たり当期純利益又は 純損失(△)	△108円51銭	△34円70銭	31円07銭	21円61銭
総 資 産 (百万円)	92,121	92,503	94,106	98,398
純 資 産 (百万円)	39,384	38,695	39,220	41,605
自己資本比率 (%)	41.7	40.9	40.8	41.3
1株当たり 純 資 産 (円)	1,265.12	1,245.34	1,263.07	1,338.41

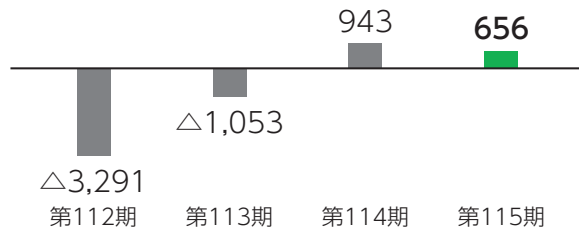
■ 営業収益 (単位：百万円)



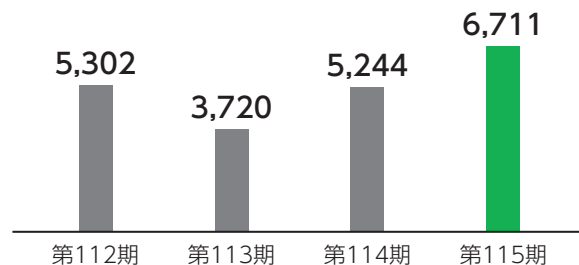
■ 経常損失(△) (単位：百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益又は純損失(△) (単位：百万円)



■ 設備投資額 (単位：百万円)



株 主 各 位

広島市中区東千田町二丁目9番29号
広 島 電 鉄 株 式 会 社
代表取締役社長 椋 田 昌 夫

第115回定時株主総会招集ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第115回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第115回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト（<https://www.hiroden.co.jp/company/ir/generalmeeting.html>）



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ではございますが、株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の「議決権行使についてのご案内」に従って、2024年6月26日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時

2. 場 所 広島市中区東千田町二丁目9番29号

広電本社ビル3階会議室

（裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第115期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第115期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

以 上

当日の受付開始は、午前9時15分を予定しております。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」、「業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針」および「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」につきましては、法令および当社定款第17条第2項の規定に基づき、前記のインターネット上の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトに掲載しておりますので、当該書面には記載しておりません。

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2024年6月27日（木曜日）
午前10時（受付開始:午前9時15分）



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後6時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後6時到着分まで

議決権行使書のご記入方法

こちらに議案の賛否をご記入ください。

議決権行使書		高橋日規証券の有価証券記載	
広島電鉄株式会社 御中		議決権の敬 意	
株主総会日 2024年6月27日		議決権の敬 意	
私は上記開催の有価証券主幹会（議決権または総会の開会を含む）の議案につき、右記（賛否を○印で表示）のよう議決権を行います。		2024年6月 日	
議案 議案に対する賛否		議決権の敬 意	
第1号	賛 否	議決権の敬 意	
第2号	賛 否	議決権の敬 意	
第3号	賛 否	議決権の敬 意	
第4号	賛 否	議決権の敬 意	

（ご留意）
当社は、議案につき賛否の表示がない場合は、賛成と見做すものとさせていただきます。

ログイン用紙コード
ログインID
パスワード

見本

広島電鉄株式会社

第1、3、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

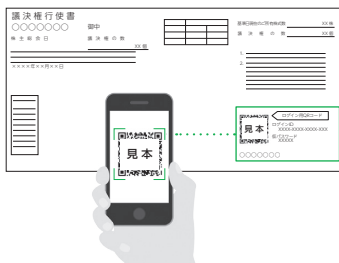
- (注) 1. インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
2. 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、エネルギーコストや原材料価格の高騰に伴う物価上昇に加え、世界的な金融引締めによる景気への影響等が懸念される中、先行き不透明な状況で推移したものの、新型コロナウイルス感染症による行動制限がなくなったこと等により、社会経済活動の正常化へ向けた動きが見られました。

当社グループにおきましては、アフターコロナにおける移動機会の増加や、G7広島サミット開催に伴う国内外からの多くの観光客の来広に加え、コロナ禍においても継続してきたまちづくりへの投資や様々な取り組みへの参画により移動需要を着実に取り込んだ結果、運輸業、流通業における収益が堅調に推移し、また、不動産業においては、分譲マンション販売を順調に進めたことも寄与して、増収となりました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は、前連結会計年度と比較して11.0%、3,015百万円増加し、30,466百万円となりました。営業損益につきましては、前連結会計年度の営業損失3,212百万円に対し、1,088百万円の営業損失となりました。経常損益は、前連結会計年度の経常損失3,027百万円に対し、970百万円の経常損失となりました。

特別損益につきましては、運輸業にかかる「運行補助金」が増加したものの、前連結会計年度に計上した「固定資産売却益」や「退職給付信託返還益」の反動減に加え、「新型コロナウイルス感染症に係る助成金」等が減少したほか、「減損損失」や「投資有価証券評価損」が増加したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度と比較して、30.4%、287百万円減少して656百万円となりました。

各セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(1) 運輸業

鉄軌道事業では、お客様の利用実態に応じたダイヤ改正による利便性向上や、一部の電車連接車両で安全性の確保を前提としたワンマン運行を開始する等、運行の効率化に向けた取り組みを実施しました。自動車事業では、広島市や他の乗合バス事業者等と共同して乗合バス事業の共同運営システムの構築に向けた検討を進めました。その取り組みによる成果の一部として、2023年12月に国の「令和5年度共創モデル実証プロジェクト（共創による地域交通形成支援事業）」による補助制度を活用し、他社と共同で路線重複の解消による運行の効率化とダイヤ拡充の効果検証を目的とした実証運行を行いました。鉄軌道事業、自動車事業ともに、移動需要やインバウンドの回復や、2022年11月に実施した広島市内中心部デルタ市街地内の路面電車・路線バス運賃を共に220円均一とするわかりやすい運賃体系の整備等の利便性向上策も寄与し、増収となりました。

海上運送業および索道業では、アフターコロナにおける旅行需要の高まりだけでなく、G7広島サミットでの各国首脳の宮島来訪に伴って注目が高まったことから、宮島への観光客が国内外問わず大幅に増加し、旅客収入が増加しました。また、島内での各種改修工事や警察関係車両が多数往来したことから、貨物収入も増加しました。

航空運送代理業では、社会経済活動が回復する中で国内線において当初運航予定便の就航率が高まり、増収となりました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は、前連結会計年度と比較して12.2%、2,173百万円増加して20,021百万円となり、営業損益は前連結会計年度と比較して1,561百万円改善したものの2,410百万円の営業損失となりました。なお、運行補助金を含めた損益は、前連結会計年度の1,834百万円の損失に対し、328百万円の利益となりました。

(2) 流通業

流通業におきましては、山陽自動車道の宮島サービスエリアにおいて、原材料高騰に伴う売値上げを実施したことや、レジャー客の動きが活発化したことに加え、2023年12月から宮島サービスエリア内で開催されたイベント「ピクミンテラス」による集客効果があり、増収となりました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は、前連結会計年度と比較して15.8%、154百万円増加して1,134百万円となり、営業損益は前連結会計年度の営業損失3百万円に対し、18百万円の営業利益となりました。

(3) 不動産業

不動産業におきましては、不動産賃貸業では、広島市佐伯区の「ファミリータウン広電楽々園」内の再開発に向けて、2023年2月に「ダイキ棟」の賃貸契約が終了したことや、2022年5月に広島市中区の賃貸ビル「広電三井住友海上ビル」の自社所有分を共同所有先へ売却したことに伴い減収となりました。不動産販売業では、広島市中区の分譲マンション「ザ・タワーレジデンス富士見町」が全戸販売完了したことにより、増収となりました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は、前連結会計年度と比較して46.5%、1,501百万円増加して4,732百万円となり、営業利益は前連結会計年度と比較して、124.7%、670百万円増加し、1,207百万円となりました。

(4) 建設業

建設業におきましては、前連結会計年度に広島市大塚中央土地区画整理事業の工事が進行した反動等により、減収となりました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は、前連結会計年度と比較して18.1%、1,068百万円減少して4,822百万円となり、営業利益は前連結会計年度と比較して、25.1%、45百万円減少し、136百万円となりました。

(5) レジャー・サービス業

レジャー・サービス業におきましては、ゴルフ業では、新型コロナウイルス禍において密を避けるレジャーとして幅広い層にゴルフが人気を集めていたものの、レジャーの多様化やコロナ特需からの反動等により、減収となりました。ボウリング業では、企業や子ども会等の団体のお客が増えたことにより来場者数が順調に回復し、増収となりました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は、前連結会計年度と比較して1.7%、14百万円減少して、854百万円となり、営業損益は前連結会計年度19百万円の営業利益に対し、38百万円の営業損失となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は6,711百万円であり、主なものは次のとおりであります。

運輸業	広島駅前大橋ルート整備	1,341 百万円
	新乗車券システム「MOBIRYDAYS」開発 および車載器設置	1,170
	国産超低床型路面電車購入（1編成）	520
	自動車事業用車両購入（27両）	808
不動産業	平野町マンションギャラリー用施設新設	648 百万円
レジャー・サービス業	インドアゴルフ施設新設工事	79 百万円

3. 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、金融機関からの借入金により資金調達を行っております。なお、当連結会計年度末現在の社債を含めた借入金総額は25,718百万円で、前連結会計年度末と比べ1,976百万円減少しております。

4. 対処すべき課題

当社グループは、新型コロナウイルス禍をきっかけとした社会経済環境や事業環境の急速な変化に対応し、持続的な企業価値の向上を実現していくため、2023年5月に中期経営計画「広電グループ経営総合3ヵ年計画2025（2023～2025年度）」を策定して、本年は2年目を迎えています。当社グループの旗印（パーパス）である「広島のワクワクを創造する」のもと、この中期経営計画に掲げる経営戦略を着実に実行していくことにより、アフターコロナにおける新しいライフスタイルに対応した、安全・安心で快適かつ高品質なサービスの提供につながる様々な取り組みを継続して推進するとともに、新たな事業機会の創出に挑戦してまいります。

さらに、地域社会との協力関係の強化や地域経済への貢献を通じ、地域の持続可能な発展に向けて当社グループとしての社会的責任を果たしていくことに加え、社員一人ひとりの力を最大限発揮できるよう社内環境整備にも積極的に取り組んでまいります。

各セグメントにおける対処すべき課題については、次のとおりであります。

(1) 運輸業

運輸業におきましては、本年9月からPASPYに代わる新しい乗車券システム「MOBIRY DAYS（モビリーデイズ）」のサービスを開始いたします。新方式では、スマートフォンに表示させたQRコードや新たなICカードを認証媒体とするABT（Account Based Ticketing）方式を採用し、金額式定期券やマイナンバーカード等との連携による地域限定の運賃サービスの提供が可能となることによる利便性向上だけでなく、システム全体の低廉化を図ることも目的としており、多くのお客様に便利にご利用いただけるよう準備を進めてまいります。

また、広島駅南口につきましては、2025年春の「広島駅前大橋ルート」の供用開始を目指し、引き続き広島市やJR西日本と連携して、お客様の利便性向上に向けた公共交通ネットワークの形成に向けた取り組みを進めてまいります。

鉄軌道事業では、今後も電車連接車両のワンマン運行を増やすことによる運行の効率化に加え、技術部門のDX化推進や検査業務の一部を外注化すること等による業務の省力化を図ってまいります。

自動車事業では、全国的にも運転士不足が深刻化する中、広島市と広島市内のバス事業者8社が共同で構築する「乗合バス事業の共同運営システム」において、路線の最適化、利用促進、リソースの共有、運転士の確保等に向けて検討してまいります。

海上運送業および索道業におきましては、2023年5月のG7広島サミット開催により、宮島がこれまで以上に世界から注目を集める観光拠点となった絶好の機会を活かしてまいります。海上運送業では、お得な割引商品の設定や、船内の快適性向上により、さらなる利用促進を図るとともに、2023年10月に実施した運賃改定により収入確保に努め、将来の人件費および物価の高騰に耐えうる財政基盤を構築してまいります。索道業では、効率的な運営を通じ、経費の節減と経営基盤の強化に引き続き努めてまいります。また、施設の老朽化に伴う修繕や更新を確実にを行うことにより、お客様が安全・快適にご利用いただけるよう輸送の安全確保に取り組んでまいります。

航空運送代理業におきましては、新規路線の増便計画がある中、資格者の養成を図り、適正な人員配置と効率的なシフト勤務、人材の採用、スキル向上やマルチ資格者の養成、研修・教育を柔軟に計画することで、安全の確保とお客様満足の向上に努めてまいります。

(2) 流通業

流通業におきましては、山陽自動車道の宮島サービスエリア店舗につきまして、現在のテナント契約が2024年度で終了するにあたり、2025年度以降のテナント入札に向けて、さらに魅力ある店舗運営に努めてまいります。

物価高騰に伴う原材料の値上げ、慢性的な人手不足、老朽化した機器類の修繕費の増加等、厳しい経営環境が続くことが見込まれますが、店舗スタッフのシフト編成方法を見直すなどの運営効率化やサービスエリア運営のノウハウを活かした新商品の開発等を進め、引き続き利益の確保に努めてまいります。

(3) 不動産業

不動産業におきましては、分譲マンション事業を戦略的に実行し、安定して収益を確保するとともに、専門性を持つ他事業者との協業にも積極的に取り組み、新たなビジネスチャンスの獲得を目指してまいります。広島市西区の分譲マンション「アンヴェール己斐本町」は本年12月竣工、2025年2月購入者引渡し、広島市南区の旧ホテルニューヒロデン跡地の分譲マンション「ザ・広島フロント」は、2025年度の購入者引渡しをそれぞれ予定しております。

また、広島市佐伯区の「ファミリータウン広電楽々園」につきましては、本年冬頃からの旧ダイキ店舗、ナイスデイ店舗跡地の開発に伴う地代収入の増加による増収を見込んでおります。

(4) 建設業

建設業におきましては、受注競争の激化や資材・人件費の高騰により収益の確保が難しい状況が続くことを見込まれます。慢性的な人手不足の中で、本年4月から時間外上限規制が適用されたこともあり、現場のDX化等による更なる業務効率化や生産性の向上に努めるとともに、工事が本格化している広島駅前大橋ルート整備事業や、広島市安佐南区の大塚中央地区の戸建住宅販売事業等を着実に進めてまいります。

(5) レジャー・サービス業

レジャー・サービス業におきましては、全施設とも引き続き安全・快適な施設環境の提供に努めてまいります。

広島県三原市の「グリーンバースゴルフ倶楽部」では、提携クラブの拡大や無記名式のプレミアム法人会員制度を新設する等、会員の新規獲得に向けて積極的な営業活動を行うとともに、プレー料金の改定を行い、収益の改善を目指してまいります。また、一層のコース整備の充実を図ることや、レディース委員会を設置して施設や運営などに女性の目線を活かすことによりお客様の満足度向上に努めてまいります。

広島市東区のゴルフ練習場「広電ゴルフ」ではゴルフ用品の買取・販売とゴルフレッスンとの相乗効果により、お客様のニーズにきめ細かく応えるとともに、「トップトレーサー・レンジ」を活用した様々なイベントを実施し、お客様に楽しんでいただける練習環境を提供してまいります。また、新たに立ち上げたインドアゴルフ部門におきましては、これまで培ったゴルフ練習場運営のノウハウを最大限に活かして積極的な会員獲得に努め、地域に選ばれるゴルフ練習場を目指してまいります。

広島市中区のボウリング場「広電ボウル」では、健康ボウリング教室に参加されるお客様のボウリング技術が向上し、コミュニケーションの楽しさを感じていただけることを通じ、会員になっていただけるよう努めてまいります。また、企業等の団体への営業を強化し、来場者の増加にも努めてまいります。

5. 財産および損益の状況の推移

区 分	第112期	第113期	第114期	第115期 (当連結会計年度)
	2020年4月1日から 2021年3月31日まで	2021年4月1日から 2022年3月31日まで	2022年4月1日から 2023年3月31日まで	2023年4月1日から 2024年3月31日まで
営業収益 (百万円)	25,409	27,395	27,450	30,466
経常損失 (△) (百万円)	△6,049	△4,447	△3,027	△970
親会社株主に帰属する 当期純利益又は純損失 (△) (百万円)	△3,291	△1,053	943	656
1株当たり当期純利益又 は純損失 (△)	△108円51銭	△34円70銭	31円07銭	21円61銭
総 資 産 (百万円)	92,121	92,503	94,106	98,398
純 資 産 (百万円)	39,384	38,695	39,220	41,605

(注) 1株当たり当期純利益又は純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

6. 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事業の種類別セグメント	主要な事業内容
運輸業	鉄軌道事業、自動車事業、海上運送業、索道業、航空運送代理業、ハイヤー事業
流通業	物品販売業
不動産業	不動産賃貸業、不動産販売業
建設業	土木・建築業
レジャー・サービス業	飲食業、ボウリング業、ゴルフ業

7. 重要な親会社および子会社の状況 (2024年3月31日現在)

(1) 親会社の状況

該当事項はございません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
広電建設株式会社	50百万円	100%	土木・建築業

8. 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

(1) 当社

事業所名	所在地
本社	広島市中区東千田町二丁目9番29号
鉄軌道事業 営業課 (千田) 営業課 (西広島)	広島市中区東千田町 広島市西区草津南
自動車事業 広島中央営業所 広島南営業所 広島北営業所 呉中央営業所	広島市中区江波西 広島市中区西白島町 広島市西区小河内町 広島県呉市築地町
不動産事業	広島市中区東千田町

(2) 重要な子会社

会社名・事業所名	所在地
広電建設株式会社 本社	広島市中区東千田町

9. 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
運輸業	1,889 名	+5 名
流通業	19	△3
不動産業	168	+10
建設業	76	+1
レジャー・サービス業	28	±0
合計	2,180	+13

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員は含んでおりません。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,625 名	△2 名	48.3 歳	17.8 年

(注) 出向者57名を含み、退職者22名、労働組合専従者6名、臨時雇・嘱託131名を含んでおりません。

10. 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社広島銀行	6,737 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	4,465
三井住友信託銀行株式会社	2,377
株式会社山陰合同銀行	2,065
日本生命保険相互会社	1,974
株式会社みずほ銀行	1,567
株式会社日本政策投資銀行	1,349
株式会社伊予銀行	1,321
株式会社中国銀行	1,012
株式会社もみじ銀行	965

Ⅱ 会社の現況

1. 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- (1)発行可能株式総数 120,000 千株
(2)発行済株式の総数 30,445 千株
(3)株主数 5,987 名 (前事業年度末比+633名)
(4)大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
広島日野自動車株式会社	1,170 千株	3.9 %
株式会社広島銀行	1,044	3.4
株式会社三菱UFJ銀行	877	2.9
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 五洋建設口	757	2.5
株式会社鴻治組	701	2.3
広島ガス株式会社	618	2.0
出光興産株式会社	600	2.0
野村信託銀行株式会社 退職給付信託 三菱UFJ信託銀行口	375	1.2
三井住友海上火災保険株式会社	326	1.1
いすゞ自動車株式会社	300	1.0

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (69,346株) を控除して計算しております。
2. 株式会社広島銀行の持株数には、株式会社広島銀行が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式 802千株 (持株比率2.6%) を含んでおります (株主名簿上の名義は「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 広島銀行口」であります)。なお、当該株式は、信託約款の定めにより株式会社広島銀行が議決権を留保しております。

2. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	椋 田 昌 夫		(株)交通会館 広島ゴルフ観光(株) 代表取締役社長 代表取締役会長
代表取締役専務	仮 井 康 裕	交通政策本部 DX・IT戦略室担当	宮島松大汽船(株) 広島観光開発(株) 代表取締役会長 代表取締役会長
常 務 取 締 役	横 田 好 明	地域共創本部 人財管理本部 バス事業本部 広島東部事業本部 広報・ブランド戦略室担当	広電エアサポート(株) (株)ヒロデンプラザ 代表取締役会長 代表取締役会長
常 務 取 締 役	瀬 崎 敏 正	不動産事業本部担当	広電建設(株) 代表取締役社長
常 務 取 締 役	岡 田 茂	経営管理本部 経営企画室担当	(株)広電宮島ガーデン 代表取締役会長
常 務 取 締 役	平 町 隆 典	電車事業本部 交通技術研究室担当	
取 締 役	立 岩 薫	交通政策本部長	
社 外 取 締 役	田 村 興 造		広島ガス(株) 代表取締役会長
社 外 取 締 役	荒 本 徹 哉		
社 外 取 締 役	平 田 かおり		
常 勤 監 査 役	尾 崎 宏 明		
社 外 監 査 役	渡 辺 泰 朗		
社 外 監 査 役	片 山 一 俊		

- (注) 1. 取締役田村興造氏、荒本徹哉氏および平田かおり氏は、社外取締役であります。
2. 監査役渡辺泰朗氏および片山一俊氏は、社外監査役であります。
3. 監査役渡辺泰朗氏は、金融機関における豊富な経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役片山一俊氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、各社外取締役および各社外監査役を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
5. 2023年6月29日開催の第114回定時株主総会終結の時をもって、監査役坂井康成氏および川上清一氏は任期満了により退任いたしました。

6. 2023年6月29日開催の取締役会において、取締役の地位および担当を次のとおり変更いたしました。

氏名	地位	担当
仮井 康裕	代表取締役専務	交通政策本部、DX・IT戦略室担当
平町 隆典	常務取締役	電車事業本部、交通技術研究室担当

7. 2023年10月16日開催の取締役会において、取締役の担当を次のとおり変更いたしました。

氏名	地位	担当
横田 好明	常務取締役	地域共創本部、人財管理本部、バス事業本部、広島東部事業本部、広報・ブランド戦略室担当

(参考) 当社は、執行役員制度を導入しております。2024年4月1日現在の執行役員の地位・担当は次のとおりであります。

氏名	地位	担当
末松 辰義	執行役員	地域共創本部長、広報・ブランド戦略室長
山根 辰夫	執行役員	交通政策本部副本部長
小島 亮二	執行役員	経営管理本部長
八木 康夫	執行役員	人財管理本部長、DX・IT戦略室長
東 耕一	執行役員	電車事業本部長、交通技術研究室長
玉田 和	執行役員	バス事業本部長
立石 一朗	執行役員	不動産事業本部長
安井 千明	執行役員	広島東部事業本部長

(2) 取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

2019年6月17日に制定した取締役報酬内規（以下、「内規」という。）を踏まえ、代表取締役および企画担当・財務担当・労務担当取締役による協議を経て、2021年2月12日開催の取締役会の決議により取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を制定しております。

また、2021年6月21日開催の取締役会において、報酬諮問委員会の設置、決定方針および内規の改定を決議し、2021年6月29日に報酬諮問委員会を設置いたしました。

イ. 決定方針の内容の概要

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、次のとおりであります。

当社の事業は運輸業を中心とする公共性の高い事業であり、個々の取締役の報酬の決定に際しては、将来に向けて持続可能で安定した企業経営を継続して推進するため、各取締役の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

取締役の個人別の報酬等は、内規に基づき、株主総会で承認された報酬等の額の範囲内で、決定するものとする。各取締役の報酬等は、固定報酬とし、地位、担当職務、在籍年数、年度業績および各取締役の業績寄与度を勘案し、年度毎に決定のうえ月例支給とする。

取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容について代表取締役および企画担当・財務担当・労務担当各取締役による協議の内容を報酬諮問委員会に諮問し、その答申を得るものとする。取締役の個人別の報酬等の額は、取締役会における代表取締役一任の決議によって、代表取締役が報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、決定する。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会では、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、決定方針および内規により決定することを2023年6月19日に開催した報酬諮問委員会に諮問し、その答申を得ております。

また、取締役の個人別の報酬等の内容について、2023年6月29日開催の取締役会において、決定方針および内規により代表取締役一任とすることを決議しております。これにより、取締役会は、事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬等の額は、2012年6月28日開催の第103回定時株主総会において年額250百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。

当社監査役の報酬等の額は、2012年6月28日開催の第103回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、取締役会は取締役の個人別の報酬等の内容について代表取締役および企画担当・財務担当・労務担当各取締役による協議の内容を報酬諮問委員会に諮問し、その答申を得て、2023年6月29日開催の取締役会において、代表取締役社長椋田昌夫氏に取締役の個人別の報酬等の額の決定を一任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬分、代表権分、使用人分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには、代表取締役が最も適していると判断したからであります。

なお、代表取締役は決定方針および内規により、報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、取締役の個人別の報酬等の額を決定することにしております。

④取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	10 名 (3)	187 百万円 (21)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (4)	35 (15)
計	15	223

- (注)1. 業績連動報酬の支給はありません。
 2. 非金銭報酬等の支給はありません。
 3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3)責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、各社外取締役および各社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の被保険者の範囲は取締役および監査役であり、被保険者が保険料の一部を負担しております。当該保険契約は、被保険者が負担することとなるその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令違反であることを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求については補償されないなど、一定の免責事由があります。

(5)社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

取締役の田村興造氏は、広島ガス株式会社の代表取締役会長を兼務しております。同社は、当社と一般消費者としての通常の取引を行っております。同社は当社株式数の2.0%を保有する大株主であります。

②当事業年度における主な活動状況

ア. 社外取締役

区分	氏名	主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	田村 興造	<p>当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、上場会社の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の業務執行を客観的な視点で独立性をもって監督すべく、積極的な意見・提言を行っております。</p> <p>また、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会7回の全てに出席し、取締役、監査役の指名等および報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図ることに貢献しております。</p>
社外取締役	荒本 徹哉	<p>当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、地方自治体における都市整備に関する業務の責任者や、公共交通に関わる企業の経営者等を歴任した豊富な経験と幅広い見識を活かし、まちづくりや交通政策等の推進について、客観的な視点で独立性をもって監督すべく、積極的な意見・提言を行っております。</p> <p>また、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会7回の全てに出席し、取締役、監査役の指名等および報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図ることに貢献しております。</p>
社外取締役	平田 かおり	<p>当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、弁護士として、特に人事・労務分野における豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社グループの人事戦略の推進等について、客観的な視点で独立性をもって監督すべく、また、女性の取締役としてダイバーシティの推進にも寄与すべく積極的な意見・提言を行っております。</p> <p>また、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会7回の全てに出席し、取締役、監査役の指名等および報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図ることに貢献しております。</p>

イ. 社外監査役

区 分	氏 名	主な活動状況
社外監査役	渡 辺 泰 朗	<p>2023年6月29日の就任以降に開催された取締役会10回、監査役会8回の全てに出席し、金融機関での豊富な経験と財務および会計に関する幅広い見識を活かし、適宜意見を述べております。</p> <p>また、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、2023年6月29日の就任以降に開催された委員会4回の全てに出席し、取締役、監査役の指名等および報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実に貢献しております。</p>
社外監査役	片 山 一 俊	<p>2023年6月29日の就任以降に開催された取締役会10回、監査役会8回の全てに出席し、公認会計士、税理士としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、適宜意見を述べております。</p> <p>また、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、2023年6月29日の就任以降に開催された委員会4回の全てに出席し、取締役、監査役の指名等および報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実に貢献しております。</p>

3. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

内 容	金 額
①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	38 百万円
②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	4
③当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社の子会社の広島観光開発株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の計算関係書類の監査を受けております。
3. 当社監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

税務に関するアドバイザー業務

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告します。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定します。

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	15,843
現金及び預金	3,971
受取手形、売掛金及び契約資産	3,141
販売土地及び建物	2,997
未成工事支出金	80
商品及び製品	63
原材料及び貯蔵品	797
その他	4,801
貸倒引当金	△9
固定資産	82,554
有形固定資産	70,306
建物及び構築物	18,025
機械装置及び運搬具	4,589
土地	43,721
建設仮勘定	2,731
その他	1,238
無形固定資産	1,366
借地権	29
その他	1,336
投資その他の資産	10,881
投資有価証券	8,601
長期貸付金	21
繰延税金資産	238
退職給付に係る資産	1,339
その他	815
貸倒引当金	△134
資産合計	98,398

科目	金額
負債の部	
流動負債	27,381
支払手形及び買掛金	1,185
短期借入金	12,576
1年内償還予定の社債	37
未払金	6,792
未払法人税等	166
未払消費税等	436
未払費用	892
預り金	1,920
賞与引当金	1,080
役員賞与引当金	8
その他	2,283
固定負債	29,410
長期借入金	13,103
繰延税金負債	1,966
再評価に係る繰延税金負債	9,766
退職給付に係る負債	873
その他	3,700
負債合計	56,792
純資産の部	
株主資本	15,476
資本金	2,335
資本剰余金	2,021
利益剰余金	11,180
自己株式	△60
その他の包括利益累計額	25,171
その他有価証券評価差額金	2,574
土地再評価差額金	21,962
退職給付に係る調整累計額	634
非支配株主持分	958
純資産合計	41,605
負債純資産合計	98,398

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		30,466
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	25,454	
販売費及び一般管理費	6,100	31,544
営業損失		1,088
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	189	
持分法による投資利益	87	
その他	87	367
営業外費用		
支払利息	228	
その他	20	249
経常損失		970
特別利益		
固定資産売却益	5	
工事負担金等受入額	1,064	
運行補助金	2,739	
受取補償金	1	
新型コロナウイルス感染症に係る助成金	51	
その他	5	3,867
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	42	
固定資産圧縮損	1,028	
減損損失	521	
投資有価証券評価損	416	2,009
税金等調整前当期純利益		887
法人税、住民税及び事業税	129	
法人税等調整額	△2	126
当期純利益		760
非支配株主に帰属する当期純利益		104
親会社株主に帰属する当期純利益		656

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	10,329
現金及び預金	1,544
未収運賃	523
未収金	4,550
未収収益	28
短期貸付金	7
販売土地及び建物	2,583
貯蔵品	746
前払金	34
前払費用	14
その他の流動資産	297
固定資産	75,501
鉄・軌道事業固定資産	16,143
自動車事業固定資産	13,908
不動産事業固定資産	30,912
各事業関連固定資産	2,194
建設仮勘定	2,587
投資その他の資産	9,754
関係会社株式	848
投資有価証券	7,336
長期貸付金	1,421
前払年金費用	422
その他の投資等	1,053
貸倒引当金	△1,327
資産合計	85,830

科目	金額
負債の部	
流動負債	25,707
短期借入金	13,770
1年内償還予定の社債	37
未払金	6,583
未払費用	666
未払法人税等	75
未払消費税等	327
預り連絡運賃	142
預り金	958
前受運賃	659
前受金	1,174
前受収益	146
賞与引当金	866
その他の流動負債	298
固定負債	26,436
長期借入金	11,631
繰延税金負債	1,671
再評価に係る繰延税金負債	9,766
退職給付引当金	142
その他の固定負債	3,225
負債合計	52,144
純資産の部	
株主資本	9,177
資本金	2,335
資本剰余金	1,975
資本準備金	1,971
その他資本剰余金	4
利益剰余金	4,921
利益準備金	225
その他利益剰余金	4,696
圧縮積立金	0
繰越利益剰余金	4,695
自己株式	△55
評価・換算差額等	24,508
その他有価証券評価差額金	2,546
土地再評価差額金	21,962
純資産合計	33,686
負債純資産合計	85,830

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
鉄・軌道事業		
営業収益	6,732	
営業費	7,114	
営業損失		382
自動車事業		
営業収益	9,114	
営業費	10,560	
営業損失		1,445
不動産事業		
営業収益	4,670	
営業費	3,482	
営業利益		1,187
全事業営業損失		640
営業外収益		
受取利息及び配当金	365	
その他の収益	44	409
営業外費用		
支払利息	210	
その他の費用	59	270
経常損失		500
特別利益		
固定資産売却益	1	
工事負担金等受入額	874	
運行補助金	1,676	
受取補償金	1	
新型コロナウイルス感染症に係る助成金	41	
その他	4	2,600
特別損失		
固定資産除却損	22	
固定資産圧縮損	839	
減損損失	304	
投資有価証券評価損	416	1,582
税引前当期純利益		516
法人税、住民税及び事業税	△53	
法人税等調整額	14	△39
当期純利益		555

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

広島電鉄株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 横 澤 悟 志
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 福 田 真 也
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、広島電鉄株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、広島電鉄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

広島電鉄株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 横 澤 悟 志
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 福 田 真 也
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、広島電鉄株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事務を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第115期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月13日

広島電鉄株式会社 監査役会

常勤監査役 尾 崎 宏 明 ㊟

社外監査役 渡 辺 泰 朗 ㊟

社外監査役 片 山 一 俊 ㊟

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、運輸業を中心とする公共性の高い業種であり、安全性の確保を最優先としつつ、将来に向けて継続的に安定した企業経営を推進するための投資に必要な資金の額や中長期的な業績の動向を勘案しながら安定配当を継続して実施できることを利益配分に対する基本方針としております。

当期の配当につきましては、この基本方針を踏まえ、財務状況や今後の見通しなどを慎重に検討いたしました結果、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1)配当財産の種類

金銭といたします。

(2)株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金6円00銭 総額182,256,924円

(3)剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月28日

第2号議案 取締役9名選任の件

現在の取締役10名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	現在の地位	取締役会出席回数
1	再任	椋田昌夫 (むくだ まさお)	代表取締役社長	13回/13回
2	再任	仮井康裕 (かりい やすひろ)	代表取締役専務	13回/13回
3	再任	横田好明 (よこた よしあき)	常務取締役	13回/13回
4	再任	瀬崎敏正 (せざき としまさ)	常務取締役	13回/13回
5	再任	岡田茂 (おかだ しげる)	常務取締役	13回/13回
6	再任	立岩薫 (たていわ かおる)	取締役	13回/13回
7	再任 社外 独立役員	田村興造 (たむら こうぞう)	取締役	13回/13回
8	再任 社外 独立役員	荒本徹哉 (あらかもと てつや)	取締役	13回/13回
9	再任 社外 独立役員	平田かおり (ひらた かおり)	取締役	13回/13回

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>再任</p> <p>むくだ まさお 棕田 昌夫</p> <p>(1946年11月24日生)</p> <p>取締役会への出席状況 13/13回</p>	<p>1969年3月 当社入社 2003年6月 当社取締役M・Sカンパニープレジデント 2008年6月 当社常務取締役 2010年6月 当社専務取締役 2013年1月 当社代表取締役社長（現在）</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>(株)交通会館 代表取締役社長 広島ゴルフ観光(株) 代表取締役会長</p>	56,500株
<p>取締役候補者とする理由</p> <p>棕田昌夫氏は、当社グループの事業全般に精通し、当社グループの経営を適切に遂行できる豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社グループの持続的成長と企業価値の向上を推し進めることができること、人格、識見に優れ、長年にわたる当社経営者としての経験とともに、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	<p>再任</p> <p>かりい やすひろ 仮井 康裕 (1959年9月25日生)</p> <p>取締役会への出席状況 13/13回</p>	<p>1983年3月 当社入社 2002年6月 エイチ・ディー西広島株式会社 代表取締役社長 2013年6月 当社取締役呉バスカンパニープレジデント 2014年1月 当社取締役バス事業担当、バス事業本部長 2015年9月 当社取締役バス活性化推進本部長 人財管理本部長 2019年2月 当社取締役 交通政策本部長 2020年6月 当社常務取締役 2021年4月 当社DX戦略室長 2021年6月 当社専務取締役 交通技術研究室、交通政策本部、人財管理本部担当 2022年6月 当社代表取締役専務（現在） 2023年4月 当社交通政策本部、DX・IT戦略室、交通技術研究室担当 2023年6月 当社交通政策本部、DX・IT戦略室担当（現在）</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>宮島松大汽船(株) 代表取締役会長 広島観光開発(株) 代表取締役会長</p>	8,500株
<p>取締役候補者とする理由</p> <p>仮井康裕氏は、2013年に当社取締役に就任後、交通政策、人事に関する業務の他、DX戦略等において重要な役割を果たしていること、当社グループの事業全般に精通し、グループ経営を適切に遂行できる豊富な経験と幅広い知見を有し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していること、また人格、識見に優れ、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者とした。</p>			

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<p>再任</p> <p>よこた よしあき 横田 好明</p> <p>(1963年5月8日生)</p> <p>取締役会への出席状況 13/13回</p>	<p>1988年3月 当社入社</p> <p>2015年6月 当社取締役経営企画本部長</p> <p>2015年9月 当社取締役交通政策本部長</p> <p>2019年2月 当社取締役バス事業本部長</p> <p>2020年6月 当社常務取締役（現在）</p> <p>2021年4月 当社経営企画室担当 地域共創本部長 広報・ブランド戦略室長</p> <p>2021年6月 当社地域共創本部、バス事業本部担当</p> <p>2022年6月 当社地域共創本部、人財管理本部、バス事業本部、広報・ブランド戦略室担当</p> <p>2023年11月 当社地域共創本部、人財管理本部、バス事業本部、広島東部事業本部、広報・ブランド戦略室担当（現在）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>広電エアサポート(株) 代表取締役会長</p> <p>(株)ヒロデンプラザ 代表取締役会長</p>	6,600株
<p>取締役候補者とする理由</p> <p>横田好明氏は、2015年に当社取締役に就任後、経営企画、人事、バス事業を統括する業務の他、地域との協働、広報・ブランド戦略等において重要な役割を果たしていること、当社グループの経営を適切に遂行できる豊富な経験と幅広い知見により代表取締役社長を補佐し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していること、人格、識見に優れ、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	<p>再任</p> <p>せがき としまさ 瀬崎 敏正 (1966年3月15日生)</p> <p>取締役会への出席状況 13/13回</p>	<p>1989年3月 当社入社 2013年4月 当社執行役員不動産第二営業グループマネジャー 2014年1月 当社執行役員不動産事業本部長 2015年6月 当社取締役 不動産事業本部長 2021年6月 当社常務取締役（現在） 2022年6月 当社不動産事業本部担当（現在）</p> <p>(重要な兼職の状況) 広電建設(株) 代表取締役社長</p>	6,700株
<p>取締役候補者とする理由</p> <p>瀬崎敏正氏は、2015年に当社取締役に就任後、不動産の分譲・販売、賃貸および開発の他、不動産の保守管理や不動産事業の効率的で円滑な運営をサポートする業務において重要な役割を果たしていること、当社グループの経営を適切に遂行できる豊富な経験と幅広い知見により代表取締役社長を補佐し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していること、人格、識見に優れ、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>			
5	<p>再任</p> <p>おかだ しげる 岡田 茂 (1966年2月10日生)</p> <p>取締役会への出席状況 13/13回</p>	<p>1989年3月 当社入社 2013年4月 当社執行役員経理管理グループマネジャー 2014年1月 当社執行役員経理管理本部長 2015年6月 当社取締役 経理管理本部長 2021年6月 当社常務取締役（現在） 2022年6月 当社経理管理本部、経営企画室担当（現在）</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)広電宮島ガーデン 代表取締役会長</p>	6,400株
<p>取締役候補者とする理由</p> <p>岡田茂氏は、2015年に当社取締役に就任後、経営企画、財務、総務、広報、購買、広告および情報システム等に関する業務において重要な役割を果たしていること、当社グループの経営を適切に遂行できる豊富な経験と幅広い知見により代表取締役社長を補佐し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していること、人格、識見に優れ、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>			

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	<p>再任</p> <p>たていわ かおる 立岩 薫 (1958年2月1日生)</p> <p>取締役会への出席状況 13/13回</p>	<p>1981年4月 広島市採用</p> <p>2010年4月 広島市道路交通局都市交通部長</p> <p>2013年4月 広島市道路交通局次長</p> <p>2015年4月 広島市安佐北区長</p> <p>2018年4月 当社入社・参与</p> <p>2018年6月 当社取締役交通政策部担当</p> <p>2020年6月 当社取締役交通政策本部副本部長 交通政策担当</p> <p>2021年6月 当社取締役交通政策本部長 (現在)</p>	3,600株
<p>取締役候補者とする理由</p> <p>立岩薫氏は、2018年に当社取締役に就任後、地方自治体において交通行政の責任者等を歴任した経験を活かし、交通政策に関する業務において重要な役割を果たしていること、その豊富な経験と実績により、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していること、人格、識見に優れ、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。</p>			
7	<p>再任 社外 独立役員</p> <p>たむら こうぞう 田村 興造 (1951年6月22日生)</p> <p>取締役会への出席状況 13/13回</p>	<p>1977年4月 広島ガス(株)入社</p> <p>2009年6月 同社取締役執行役員経営統括本部経営企画部長</p> <p>2010年4月 同社代表取締役社長 社長執行役員</p> <p>2012年6月 当社社外取締役 (現在)</p> <p>2017年6月 広島ガス(株)代表取締役会長</p> <p>2024年4月 同社取締役相談役 (現在)</p>	なし
<p>社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要</p> <p>田村興造氏は、2012年に当社社外取締役に就任後、上場会社の経営者としての豊富な経験を活かし、積極的な意見・提言を通じて、当社の業務執行を客観的な視点で独立性をもって監督していただいていること、その豊富な経験と実績により、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していただいていること、人格、識見に優れ、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	再任 社外 独立役員 <small>あらもと てつや</small> 荒本 徹哉 (1955年2月3日生) 取締役会への出席状況 13/13回	1977年4月 広島市採用 2011年7月 広島市副市長 2015年7月 (株)広島バスセンター代表取締役社長 2020年4月 学校法人広島文化学園副理事長(現在) 2021年6月 当社社外取締役(現在)	6,000株
	社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要 荒本徹哉氏は、地方自治体における都市整備に関する業務の責任者や、公共交通に関わる企業の経営者等を歴任した経験を活かし、街づくりや交通政策の推進について、客観的な視点で独立性をもって監督していただけること、その豊富な経験と実績により、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していただけること、人格、識見に優れ、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。		
9	再任 社外 独立役員 <small>ひらた</small> 平田 かおり (1973年11月26日生) 取締役会への出席状況 13/13回	2002年10月 福岡県弁護士会弁護士登録 2006年7月 広島弁護士会弁護士登録 2015年4月 広島弁護士会副会長 中国地方弁護士連合会理事 2016年4月 広島弁護士会労働法制委員会委員長 2017年4月 広島市固定資産評価審査委員会委員 2021年6月 当社社外取締役(現在)	なし
	社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要 平田かおり氏は、弁護士として、特に人事・労務分野において豊富な経験と実績を有しており、当社グループの人事戦略の推進について、客観的な視点で独立性をもって監督していただけること、女性の取締役としてダイバーシティの推進とともに、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していただけること、人格、識見に優れ、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。 なお、同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 田村興造氏、荒本徹哉氏および平田かおり氏は社外取締役候補者であります。なお、3氏は現に社外取締役であり、当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって田村興造氏が12年、荒本徹哉氏、平田かおり氏が3年となります。
3. 当社は、会社法第427条第1項の規定および定款第28条により、社外取締役田村興造氏、荒本徹哉氏、平田かおり氏との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としており、本総会において、3氏が再任され就任した場合、本契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役および監査役であり、被保険者が保険料の一部を負担しております。当該保険契約は、被保険者が負担することとなるその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令違反であることを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求については補償されないなど、一定の免責事由があります。なお、各候補者は選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容で更新することを予定しております。
5. 当社は、田村興造氏、荒本徹哉氏および平田かおり氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(ご参考)

本総会において、第2号議案が原案どおり可決された場合の当社における取締役が有する知識と経験（スキルマトリックス）です。

氏名	当社での地位	専門性・経験						
		1	2	3	4	5	6	7
		企業経営・ 経営戦略	財務・会計	法務・ リスクマネジメント	労務管理・ 人材開発	運輸・ 交通政策	不動産・ まちづくり	レジャー・ 観光
椋田昌夫	代表取締役社長	●	●	●	●	●	●	
仮井康裕	代表取締役専務	●	●	●	●	●		●
横田好明	常務取締役	●		●	●	●		●
瀬崎敏正	常務取締役	●		●			●	
岡田茂	常務取締役	●	●	●				
立岩薫	取締役					●	●	
田村興造	社外取締役	●		●			●	
荒本徹哉	社外取締役	●	●					
平田かおり	社外取締役			●	●			

上記一覧表は、候補者の有するすべての知見を示すものではありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役の尾崎宏明氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名等	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
新任 <small>ひらまち たかのり</small> 平町 隆典 (1956年2月18日生) 取締役会への出席状況 13/13回 監査役会への出席状況 —	1982年 3月 当社入社 2006年 7月 当社秘書グループマネジャー 2013年 4月 当社執行役員電車輸送企画グループマネジャー 2014年 1月 当社執行役員電車事業本部長 2015年 6月 当社取締役電車事業本部長 2023年 6月 当社常務取締役電車事業本部・交通技術研究室担当 (現在)	8,200株
監査役候補者とする理由 平町隆典氏は、長年にわたり交通運輸事業において積極的に運輸安全マネジメントの取り組みを行い重要な役割を果たしていること、また当社グループ全般の経営にも参画し、その豊富な経験と人脈から客観的かつ公正な立場で監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに監査役候補者いたしました。		

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役および監査役であり、被保険者が保険料の一部を負担しております。当該保険契約は、被保険者が負担することとなるその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令違反であることを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求については補償されないなど、一定の免責事由があります。

なお、候補者は選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容で更新することを予定しております。

第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

今般、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に当社の中長期的な企業価値の持続的向上を図るインセンティブとして付与すると共に、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、一定の株式譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」といいます。）を割り当てる報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を下記のとおり導入することといたしたく存じます。

当社の取締役の報酬限度額は、2012年6月28日開催の第103回定時株主総会において、年額250百万円以内とご承認いただいております。本株主総会では、本制度を新たに導入し、取締役の現行の報酬限度額の範囲内で対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額25百万円以内と設定すること、および、各対象取締役への支給額、支給時期および配分等については報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、取締役会において決定することにつき、皆様のご承認をお願いしたいと存じます。

また、現在の取締役は10名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案を原案どおりご承認いただいた場合は9名（うち社外取締役3名）となります。

1. 譲渡制限付株式の割り当ておよび払込み

本制度において、当社は、対象取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の報酬限度額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付し、譲渡制限付株式の割り当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、譲渡制限付株式の割り当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。また、当該金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の上限は年2万株とします。但し、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割、株式無償割当て又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

当社と譲渡制限付株式の割り当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割り当てを受けた対象取締役は、割り当てを受けた日から当該対象取締役が当社の取締役の地位から退任するまでの期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、譲渡制限付株式割当契約により割り当てを受けた当社普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとします。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、本割当株式の割り当てを受けた対象取締役が、当社取締役会が定める期間（以下、「本役務提供期間」といいます。）、継続して、上記（1）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。但し、対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、本役務提供期間が満了する前に上記（1）の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

(3) 譲渡制限付株式の無償取得

本割当株式のうち上記（1）の本譲渡制限期間が満了した時点において上記（2）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてもなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(5) その他の事項

譲渡制限付株式割当契約に関するその他の事項は、当社取締役会において定めるものとします。

4. 譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対する譲渡制限付株式を付与するものであります。

当社は2021年6月21日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告19頁以降に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合には、当該方針をご承認いただいた内容と整合するよう改定し、株式報酬の内容、算定方法等について規定することを予定しております。本議案における報酬額の上限および対象取締役への譲渡制限付株式付与は、上記の目的、当社の業況、他社の水準等と比較し合理性その他諸般の事情を考慮し、報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、取締役会で決定いたします。また、本制度について、上記1および2のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額であり、希薄化は軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

以上

株主総会会場ご案内図

広電本社ビル 3階会議室

広島市中区東千田町二丁目9番29号



【交通機関のご案内】

当社電車にて次の路線をご利用ください。「広電本社前」電停下車すぐです。

- ・ 1号線（広島駅～紙屋町東～広島港）
- ・ 7号線（横川駅～紙屋町西～広島港）

※駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。